

「学校図書館ガイドライン」

学校図書館をめぐっての現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとり、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とす。

- 1) 学校図書館の目的・機能
- 2) 学校図書館の運営
- 3) 学校図書館の利活用
- 4) 学校図書館に携わる教職員等
- 5) 学校図書館における図書資料
- 6) 学校図書館の施設
- 7) 学校図書館の評価

(1) 学校図書館の目的・機能

学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできな、基礎的な設備であり、図書資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営

校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の実現に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画に基づき、教職員の連携が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。

学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の日常運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。

学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また一時的に学級になしめない子供の居場所となりにすること等も踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組みよう努めることが望ましい。

学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図

り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

(3) 学校図書館の利活用

学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が溶けこむ心を開くことができる。あらゆる環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。

学校図書館は、児童生徒の読書活動や学習活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の室内・館外貸出など資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。

学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。

学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導、読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用を図られるよう努めることが望ましい。

学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

(4) 学校図書館に携わる教職員等

学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等がおり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。

校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。

教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれ求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるとするよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の業務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。

司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・

計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に専事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を奨励するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。

また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するからちで進むようには、学校教職員の一人として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることが有効である。

また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力が重要な役割を果たしている。

(5) 学校図書館における図書資料

1 図書資料の種類

学校図書館の図書資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料(CD、DVD等)、電子資料(CD-ROM、ネットワーク情報資源(ネットワーク)等)、データベース(情報コンテンツ)等、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。

学校は、学校図書館が「読書センター」、学習センター、「情報センター」としての機能を発揮できるように、学校図書館資料において、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。

選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が理科室の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じた、新聞を教育に活用するための新聞の複数紙に備えることが望ましい。

特に音声等の教材、とりわけ外国語教育においては動画等の教材に学習上の効果が見られることから、動画として充実するよう努めることが望ましい。読書活動を通じて児童生徒や児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の

図書資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、L1ブック、マルチメディアアプレジャー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

2 図書資料の選定・提供

学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。

図書資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った選定を行うための校内組織を構築し、学校組織として選定を行うよう努めることが望ましい。

学校は、図書資料について、教育課程の展開に寄与すると見られる観点から、文学(読み物)やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた図書構成となるよう選定に努めることが望ましい。

学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供するということも有効である。

3 図書資料の整理・配架

学校は、図書資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本進歩法(NDC)により整理し、開架式により配架するよう努めることが望ましい。

図書資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書の作業を自動化を図り、貸出し・返却手続及び贈付作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。

館内の配架地区や館内のサイン、書架の見出しを配置するなど、児童生徒が自ら資料を探し出すことができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するよう配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や美術、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。

学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書資料の一部を教職員の個人に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

4 図書資料の廃棄・更新

学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になり図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・

更新に努めることが望ましい。

- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等ににおいて、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われぬよう、自校に関する資料や貴重土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6) **学校図書館の施設**

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び報告における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的に深い学び（アクティブ・ラーニング）の観点から学びを効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

(7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を評価の一環として組織的に、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニケーションにおいて、評価に当たっては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況（蔵書構成、蔵書構成、更新状況）、学校図書館の活用状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目標の成果）・アウトカム（児童生徒目録の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

※1 司書教諭と学校司書の職務や役割分担については、文部科学省調査研究協力者会議の「ここからの学校図書館担職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」(報告) 平成 26 年 3 月を参照。

※2 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 3 条第 3 項においては、一定の要件の下、障害のある者が利用するために必要と認度、方式により、公表された著作物の複製ができ、複製の範囲内では、当該複製の範囲内で、障害のある児童生徒のために、学校図書館等は、公表されている著作物をデジタルデータベース機能等を備えた端末等により音訳可能なデータに変換することが可能である。

※3 「小学校施設整備指針（平成 28 年 3 月版）」(抜粋)

第 1 章 総則

第 2 節 学校施設整備の課題への対応

第 2 情報環境の充実

(1) 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育てる教育環境の整備や、校務情報化の推進に資するため、校内の情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクト等の情報機器の導入への対応について、積極的に計画することが重要である。

第 2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

第 5 施設のリニアフリー対応

(1) 障害のある児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすること。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター等の計画に配慮することが重要である。

第 3 章 平面計画

第 2 学習関係諸室

8 図書室

(1) 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保すること。また、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童の活動範囲の中心的位置に計画することが重要である。

(2) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備し学習・メディアセンターとして計画することも有効である。

(3) 学習・研究成果の展示の空間を計画することも有効である。

第 4 章 各室計画

15 図書室

(1) 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。

(2) 1 学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童等に応じた図書室用の家具等を利用しやすよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。

(3) 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。

(4) 司書教諭、図書館員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。

(5) 資料の展示、掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。

(6) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

※4 「評価項目の例」

(アウトプット) 学校図書館を活用した授業の実施状況、学校図書館の開館状況、図書の貸出冊数等

(アウトカム) 読書習慣の確立（不読生の低下、読書が好きな児童生徒の増加、学校図書館の利用者数）等

【参考】

28 文科初第 1172 号
平成 28 年 11 月 29 日
文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠

学校図書館の整備充実について（通知）

学校図書館は、学校図書館法において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校図書館であるとして示されています。

文部科学省では、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方等について検討するため、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設け、本年 10 月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」(以下「本報告」という。) (別添参考資料) を取りまとめたいと考えています。

このたび、本報告を踏まえ、文部科学省として、別添のとおり「学校図書館ガイドライン」(別添 1) 及び「学校司書のモデルカリキュラム」(別添 2) を定め、お知らせします。貴職におかれれば、下記の事項に御留意いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校及び市内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事に対しては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長に対しては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知について周知を図るようお願いいたします。

記

1 「学校図書館ガイドライン」について

「学校図書館ガイドライン」は、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したものであること。本ガイドラインを参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要であること。

2 教育委員会における取組

(1) 学校が学校図書館の機能を十分に活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進することが重要であること。特に、図書館資料の面では、学校図書館目標を達成していない学校への達成に向けた支援や、廃棄・更新についての支援等が重要であること。

(2) 司書教諭については、学校図書館法における司書教諭の配置に関する規定に基づき、12 学級以上の学校に必ず司書教諭を配置することを徹底する必要があること。加えて、司書教諭が学校図書館に関する業務により専念できるように、校務分掌上の工夫に取り組みすること。また、11 学級以下の学校における配置の推進にも積極的に取り組むことが重要であること。

(3) 学校司書の配置については、職務が十分に果たせるよう、その充実に向けた取組とともに、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることから、継続的な勤務に基づく知識や経験の蓄積が求められることを踏まえ、一定の資質を備えた学校司書の配置やその支援を継続して行うことが重要であること。

また、「学校司書のモデルカリキュラム」は、学校司書が職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいものであり、教育委員会等においては、大学等における開講状況や学生等の履修状況等も踏まえつつ、将来的にモデルカリキュラムの履修者である学校司書を配置することが期待されること。司書教諭や学校司書を対象とした研修を実施するなど、その資質能力の向上を図ることが重要であること。研修内容等については、職務経験や能力に応じた研修内容の構成及び研修方法を工夫して設定することが重要であること。

3 学校における取組

(1) 学校においては、校長のリーダーシップの下、学校図書館の適切な運営や利活用など学校図書館の充実に向けた取組を推進することが重要であること。

(2) 特に、学習指導要領等を踏まえ、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実することが重要であること。

(3) 学校図書館を活用した授業に関する校内研修を計画的に実施することが重要であること。その際、研修内容や研修方法の工夫を図ることが有効であること。

(4) 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で、読書活動など児童生徒の状況等を含め、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に、評価結果に基づき、運営の改善を図ることが重要であること。

出典 文部科学省「学校図書館の整備充実について(通知)」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380597.htm